

岐阜市エンディングノート共同発行事業仕様書

1 事業名称 岐阜市エンディングノート共同発行事業

2 協定締結期間 協定締結日から3年間

3 提案に係る条件

- (1) 規格 A4版、中綴じ、横書き、左開き製本
- (2) 刷色 フルカラー
- (3) 紙質 上質紙 90 kg
- (4) ページ数 25～50 ページ程度（表紙を含む）
- (5) 記載内容 ①表紙には「岐阜市」を名入れする
②広告付物品提供者が提案する本文コンテンツ
③岐阜市から提供する情報 2 ページ程度
④企業広告は全体の30%以下
- (6) 発行部数 5,000部/年
- (7) 発行時期 令和5年度版 令和5年7月上旬
令和6年度版 令和6年7月上旬（予定）
令和7年度版 令和7年7月上旬（予定）

4 費用負担

岐阜市エンディングノートの編集、印刷製本、納入等にかかる費用は、広告付物品提供者が全額負担するものとし、岐阜市は一切の費用を負担しないものとする。

5 業務分担

項目	内容	市	広告付物品提供者
編集	本文コンテンツ内容の提供		○
	行政情報（相談機関等）の提供	○	
	原稿の校正、チェック	○	○
印刷、製本	印刷、製本		○
検品	完成品の検査	○	
納品	完成品の納品		○
広告販売	広告募集活動		○
	各種団体への協力依頼		○
	広告作成、代金回収		○

6 納品

- (1) 納品場所 岐阜市 福祉事務所 高齢福祉課 1か所
- (2) 納入物 「岐阜市エンディングノート」(冊子)
- (3) 納入方法 100冊ごとの数量確認が容易にできるようにすること
- (4) 納入期限 各年6月15日(閉庁日に当たる場合は直前の開庁日)

7 配布期間

発行日から翌年の6月30日まで

ただし、広告付物品提供者と協議の上変更することができる。

8 著作権

当市からの情報提供については岐阜市が、それ以外の情報については広告付物品提供者が著作権を持つ。本事業の実施に際し、第三者の肖像権、所有権、著作権等の知的財産権を侵害しないこと。第三者の著作物を使用する場合は、広告付物品提供者の負担で著作権処理を行うこと。なお、これらを怠ったことにより、第三者の権利を侵害したときは、広告付物品提供者はその一切の責任を負うこと。

9 広告の募集に関して

- (1) 広告掲載については岐阜市広告掲載要綱(平成20年3月21日決裁。以下「要綱」という。)の基準に基づき、事前に審査し、冊子への掲載を決定する。
- (2) 要綱及び岐阜市エンディングノート共同発行业務広告付物品提供者募集要領を遵守すること。
- (3) 広告は、本文コンテンツと市からの情報ページと広告ページを合わせた全ページの3割以内とすること。
- (4) 広告主の募集・広告の製作等は、広告付物品提供者が行うこと。
- (5) 広告付物品提供者が掲載しようとする広告については、要綱第6条第1項の規定に基づき設置する審査委員会において事前に審査し、掲載を決定する。なお、審査により広告内容等の訂正を求められたときには、適切に反映すること。
- (6) 掲載面、掲載位置等については、岐阜市と協議した上で決定すること。
- (7) 広告欄には、必ず広告である旨を表示すること。
- (8) 広告付物品提供者は、広告掲載に当たり、岐阜市が広告の斡旋及び媒介を行っているような誤解を招くことがないように執り行うこと。

10 苦情処理等

- (1) エンディングノートの発行に関し、第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合、岐阜市及び広告付物品提供者は直ちに問題解決のために対応するものとする。ただし、広告付物品提供者が募集を行った広告内容に関する一切の責任は、広告付物品提供者又は広告主が負うものとし、岐阜市は一切の責任を負わない。
- (2) 広告付物品提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に対し、不適当な状

況が生じた場合は、速やかに岐阜市に文書で報告するとともに、エンディングノート
を回収し、代替を岐阜市に提供しなければならない。落丁や乱丁などの場合も同様の
対応を行う。

- (3) 広告付物品提供者の責に帰すべき事由により、岐阜市がエンディングノートの使用に
ついて不相当と認めたときは、使用を取りやめるものとする。

11 その他

- (1) 校正を完了し、岐阜市から承諾を受けた後に印刷・製本すること。
- (2) 本事業に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可について、原則として広告付物
品提供者が代行すること。また、各許認可手続に必要な手数料等の費用については、
広告付物品提供者の負担とすること。
- (3) 本事業の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のな
い事項であっても業務の範囲とする。なお、本仕様書に記載されていない事項や、疑
義を生じた場合は、速やかに岐阜市と協議を行うこと。
- (4) 本事業の実施に当たっては、岐阜市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 1 号）、情報
セキュリティポリシー、その他関係法令等を遵守すること。

12 問い合わせ先

岐阜市 福祉事務所 高齢福祉課 地域包括支援係 宇野

TEL : (058)214 - 2090